

**関東学院大学（学部）**  
**2023年度入学生初年度学費及びその他諸納金**

（単位 円）

学部等 費目		国際文化学部	社会学部	経済学部	経営学部	法学部	理工学部	建築・環境学	人間共生学部		栄養学部	教育学部	看護学部	納入方法等
									コミュニケーション学科	共生デザイン学科				
学 費	入学金	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	※(1) 200,000	授業料、施設費、実験実習費及び法学部の教育充実費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	授業料	795,000	795,000	795,000	870,000	870,000	975,000	975,000	890,000	915,000	915,000	915,000	1,025,000	
	施設費	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	360,000	360,000	280,000	280,000	280,000	280,000	380,000	
	実験実習費	15,000	14,000	—	—	—	90,000	130,000	69,000	67,000	72,000	69,000	190,000	
	教育充実費	—	—	※(1) 4,000	※(1) 4,000	10,000	—	—	—	—	—	—	—	
諸 納 金	学会費	8,000	8,000	9,000	9,000	10,000	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	学会費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	教養学会費	※(1) 4,000	※(1) 4,000	—	—	※(1) 4,000	※(1) 3,000	※(1) 3,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	※(1) 2,000	
	学生教育研究災害傷害保険料	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	※(1) 4,660	
	学生生活動支援費	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	※(2) 10,000	
	学部学生会費	—	—	—	—	—	※(2) 2,000	※(2) 2,000	—	—	—	—	—	
委 託 徴 収 金	同窓会費	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	※(3) 60,000	後援会費は4月と10月とに2分の1ずつ納入
	後援会費	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
合 計	入学時納入金額	775,160	774,660	768,160	805,660	811,160	942,160	962,160	846,660	858,160	860,660	859,160	1,024,660	10月25日までに納入
	1年次10月納入金額	556,500	556,000	549,500	587,000	592,500	722,500	742,500	630,000	641,500	644,000	642,500	808,000	
	合 計	1,331,660	1,330,660	1,317,660	1,392,660	1,403,660	1,664,660	1,704,660	1,476,660	1,499,660	1,504,660	1,501,660	1,832,660	

- 〔注〕 1. 授業料、施設費、実験実習費、学会費及び法学部の教育充実費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。  
2. ※(1)印は、入学時のみ納入するものとし、翌年度以降は納入不要とする。  
3. 後援会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。  
4. ※(2)印は、4月に全額を納入するものとし、休学等の理由により4月未納で秋学期に復学する場合は、10月に全額を納入するものとする。  
5. ※(3)印は、2年次4月に全額を納入するものとし、休学等の理由により4月未納で秋学期に復学する場合は、10月に全額を納入するものとする。  
6. 上記学費・諸納金以外に入学時の寄付金・学債は、徴収しない。ただし、入学後任意の寄付金を募集することがあります。  
7. 在学中の学費は、社会情勢等の変化に応じて、改定する場合がある。